第十二条の見出しを「（任意継続加入者の標準報酬月額及び標準報酬日額）」に改め、同条中「標準給与の月額と、当該標準給与の月額」を「標準報酬月額と、当該標準報酬月額」に、「標準給与の日額」を「標準報酬日額」に改め、同条第一号中「退職時の標準給与の月額」を「退職時の標準報酬月額」に、「当該標準給与の月額」を「当該退職時の標準報酬月額」に改め、同条第二号中「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に改める。

第十三条第三項中「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「千分の五十から千分の九十」を「千分の三十から千分の百二十まで」に改める。

第二十条第一項の表第五十二条の二の項中「第五十二条の二」を「第五十二条」に改める。

第二十二条の見出し中「標準給与の日額」を「標準報酬日額」に改め、同条中「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準給与の日額」を「標準報酬日額」に改める。

第二十三条第三項中「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に改める。

第二十六条第一項の表第五十二条の二の項中「第五十二条の二」を「第五十二条」に改める。

第二十九条中「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に、「千分の百十から千分の二百三十」を「千分の三十から千分の百三十五まで」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章　高齢の教職員等に係る特例

（後期高齢者医療の被保険者等である加入者の掛金の割合）

第三十六条　法第四十条の規定による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、千分の十八を超えない範囲内とする。

（七十歳以上の加入者の掛金の割合）

第三十七条　法第四十二条の規定による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、千分の三十から千分の百二十までの範囲内とする。

第七章を削る。

第四十三条第一項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、第八章中同条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（資料の提供）

第三十九条　法第四十七条の二の政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

一　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による年金である給付

二　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による年金である給付

三　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

四　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

第四十三条の二を削り、第四十四条を第四十条とし、第四十五条を第四十一条とし、第八章を第七章とする。

附則第四項の見出し中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同項中「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に、「千分の六十から千分の百四十の」を「千分の十八を超えない」に、「千分の五十から千分の九十」を「千分の三十から千分の百二十まで」に改める。

附則第五項の前の見出し並びに同項及び附則第六項を削る。

附則第七項の前の見出しを削り、同項中「附則第三十一項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第五項とし、同項の前に見出しとして「（介護納付金に係る掛金の徴収の特例）」を付する。

附則第八項中「附則第三十一項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第六項とする。

別表第一及び別表第二を削る。

（私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項の前の見出し中「長期給付」を「長期給付等」に改める。

附則第十四項中「第六号から第十二号まで及び第十四号」を「第六号から第十号まで、第十二号から第十九号まで及び第二十一号」に、「及び第十三号」を「、第十一号及び第二十号」に改める。

附則第十五項第十四号中「新法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十三号中「新法第四十八条の二」を「私立学校教職員共済法第四十八条の二」に、「新法の」を「改正前私学共済法の」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十二号中「新法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十一号イ中「新法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十号を同項第十七号とし、同項第九号中「新法」を「私立学校教職員共済法」に、「第十二号」を「第十九号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第八号中「新法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第六号中「遺族共済年金　当該」を「改正前私学共済法の規定による遺族共済年金　当該」に改め、「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「一」及び「一」という。）」を削り、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち死亡を給付事由とするもの　当該給付の額に、国庫補助対象期間率を乗じて得た額に相当する額

附則第十五項第五号中「新法」を「改正前私学共済法」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第四号中「障害共済年金　当該」を「改正前私学共済法の規定による障害共済年金　当該」に、「新法第二十五条において準用する国共済法」を「なお効力を有する改正前準用国共済法」に改め、同号を同項第十号とし、同項第三号中「新法第二十五条において準用する国共済法」を「改正前準用国共済法」に、「同条第三項」を「なお効力を有する改正前準用国共済法附則第十二条の八第三項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第二号中「新法第二十五条において準用する国共済法」を「改正前準用国共済法」に改め、「とし、当該退職共済年金について新沖縄特別措置令第三十九条の規定の適用がある場合には、その適用がないものとして算定した額」を削り、同号を同項第八号とし、同項第一号中「私立学校教職員共済法（以下「新法」という。）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下「国共済法」という。）」を「改正前準用国共済法（改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）」に、「第三号」を「第九号」に、「して新法第二十五条において準用する国共済法」を「してなお効力を有する改正前準用国共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五条において準用する平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法をいう。以下同じ。）」に、「する新法第二十五条において準用する国共済法」を「するなお効力を有する改正前準用国共済法」に改め、「とし、当該退職共済年金について第三条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（次号において「新沖縄特別措置令」という。）第三十九条の規定の適用がある場合には、その適用がないものとして算定した額」を削り、同号を同項第七号とし、同号の前に次の六号を加える。

一　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十二条の規定による老齢厚生年金（第三号に掲げるものを除く。）　当該老齢厚生年金（第四号厚生年金被保険者（同法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）である間に支給されるもの